

富山県情報公開審査会答申概要（答申第1号）

件名 富山県公害健康被害認定審査会提出資料等の部分開示決定の件
開示請求年月日 平成13年10月17日
実施機関の決定日 平成13年10月31日
実施機関（担当課） 富山県知事（厚生部健康課）
決定内容 個人の氏名、住所、病歴、健康診断結果及び所見に係る部分を非開示とする部分開示決定
非開示理由 改正前の富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2号（個人情報）、同条第4号（国等関係情報）、同条第5号（意思決定過程等情報）、同条第7号（行政運営情報）
異議申立て年月日 平成13年11月30日
異議申立ての内容 部分開示決定処分を取消し、文書全体の開示を求める
諮問年月日 平成14年1月17日
答申年月日 平成15年7月9日
争点

本件は、富山県公害健康被害認定審査会提出資料（以下「本件公文書」という。）及び住民健康調査結果等資料（以下「本件公文書」という。）の部分開示決定に対する異議申立てである。

異議申立人7名のうち6名は、自己に関する資料の開示請求をしており（3名は異議申立て後に亡くなっている）、他の1名は、亡き母に関する資料の開示請求をしている。

争点は、実施機関が非開示とした本件公文書及び（以下「本件公文書」という。）中の個人の氏名、住所、病歴、健康診断結果及び所見等個人に関する情報の開示の可否である。

審査会の判断

（結論）

1 実施機関は、異議申立ての対象となった本件公文書の非開示部分について、本件にかかる認定申請者本人の個人情報のうち、次の部分を除き開示することが妥当である。

（1）医療機関の従事者の氏名、主治医から提供された情報及び家族に関する記録

ただし、通常、認定申請者本人（同人が死亡している場合にあってはその遺族）が知ることができ又は知ることが予定されている情報（以下「本人等の了知情報」という。）及び公務員の職務の遂行に係る情報（以下「公務員情報」という。）については開示することが適当である。

（2）「精検受診者保健指導票」のうち「主訴及び生活状況」及び「指導概要」欄の情報

2 ただし、開示の可否を決定するにあたっては、次の点について確認する必要があり、確認できない場合においては、開示しないことが適当である。

（1）カルテ等医療情報については、主治医等から専門的な意見を聴取し、認定申請者本人に自己の医療情報を開示しても、同人の診療上支障が生じないと認められるものであること。

（2）死者の情報については、富山県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）の規定に準じ、所要の意見聴取手続きなどにより、死者の個人情報の保護に支障を生じるおそれがないと認められるものであること。

3 開示を実施するにあたっては次の点について留意すべきである。

- (1) 個人の権利利益の保護を十分図るため、開示を実施するにあたっては、認定申請者本人（同人が死亡している場合にあってはその遺族）であることの確認の手続きに十分留意する必要がある。特に、認定申請者本人が入院中等の場合には、郵送等により、確実に同人に開示が行われるよう、実施方法について慎重に検討する必要がある。
- (2) 認定審査会委員は、本件公文書の個人に関する情報が認定申請者等に開示されることを予想していないと考えられることから、開示を実施するにあたっては、実施機関は、事前に同委員に説明を行うなど何らかの配慮をすることが適当と考えられる。

(理由)

1 条例第10条第2号（個人情報）の該当性について

- (1) 個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものに該当するか。

本件開示請求は、自己あるいは亡き母に関する資料である本件公文書の開示を求めるものであるが、本件公文書中の個人に関する情報は特定の個人が識別され得るものに該当することは明らかである。しかし、このうち、自己の個人情報あるいは亡き母の個人情報の開示請求については、別に検討が必要である。

- (2) 自己の個人情報の開示請求等について

最高裁判決において、「個人情報保護制度が採用されていない状況下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、…当該個人の権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできない」とする判断が示されている。そこで以下、本件開示請求を次の3つのケースに分類し、それぞれ当該個人情報が同条第2号に該当するか検討する。

認定申請者本人が自己の個人情報を開示請求しているケース（ケースA）

認定申請者が死亡しているため、遺族が亡き母の個人情報を開示請求しているケース（ケースB）

認定申請者本人が自己の個人情報を開示請求し、異議申立て後に死亡したケース（ケースC）

ア ケースAについて

最高裁判決と同様のケースであり、認定申請者本人に自己の個人情報を開示しても、同人の権利利益を害さないことから、同条第2号に該当しない。ただし、カルテ等医療情報を開示する場合は、主治医等から専門的な意見を聴取し、認定申請者本人が自己の傷病名等を知ったとしても、同人の診療上支障を生じない旨を確認する必要がある。

イ ケースBについて

最高裁判決のケースとは異なり、遺族の請求による死者の個人情報の開示請求を制度として認めるかということであり、このことは、個人情報保護の問題として慎重に判断されるべきものである。本県においては、本年3月に個人情報保護条例が公布され、一定の遺族に対し死者の個人情報の開示請求制度が設けられている。このため、当該条例の規定に準じて、他の遺族からも意見を聴取するなどして、当該遺族への開示が適切でないと考えられる特段の事情が認められない場合は、当該遺族に亡き母の個人情報を開示しても当該個人情報の保護に支障を生じるおそれはなく、同条第2号に該当しない。

ウ ケースCについて

遺族から当該個人情報の開示を求める意思が示されたものについては、ケースBと同様、個人情報保護条例の規定に準じ、所要の意見聴取手続きなどにより、死者の個人情報の保護に支障を生じるお

それがないと認められる場合は、同条第2号に該当しない。

(3) 第三者の個人情報でもある情報について

ア 医療機関の従事者の氏名、主治医から提供された情報及び家族に関する情報は、認定申請者本人の個人情報であるとともに、第三者（医療機関の従事者、主治医、家族）の個人情報でもあり、本人等の了知情報又は公務員情報を除き、当該第三者の権利利益を害さないことが明らかであるとは認められず、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同号の非開示事由に該当する。

イ なお、主治医から提供された情報には、第三者たる主治医の権利利益を害さないことが明らかな本人等の了知情報が多く含まれている。実施機関は、主治医の意見を聴取し、どの情報が本人等の了知情報に該当するかを適切に判断し、開示の可否を決定することが適当である。

(4) 改正後の条例との関係について

改正後の富山県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）においても、個人情報を非開示情報としており、自己の個人情報の開示請求等が当該非開示情報に該当しないとの解釈も同様である。

(5) その他

最高裁判決においては、「情報公開制度に基づいて自己の個人情報の開示を認めることは、予期しない不都合な事態を生じさせるおそれがないとはいえない」とし、「他の非公開事由の定め合理的な解釈適用により解決が図られるべき問題である」とされており、認定申請者本人の個人情報であり、同条第2号に該当しない情報であっても、他の非開示事由に該当する場合は非開示となる。

そこで、他の非開示事由に該当するものがあるか検討する。

2 条例第10条第5号（意思決定過程等情報）の該当性について

(1) 県の機関内部における意思決定過程において作成、取得された情報に該当する。

(2) 開示により、当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思決定に支障を生ずると認められるか。

ア 氏名、年齢、身長、体重等認定申請者本人又はその遺族の了知情報は、同条第5号に該当しないことは明らかであり、その他の個人情報について、本件公文書の個別資料ごとに検討する。

イ 「資料目次」、「調査事項一覧表」、「行政検査基準値」、「申請書・診断書写し」、「骨の病理組織検査の実施について」及び「申請者提出資料」

ケースAの場合、これらの資料の情報は、認定申請者本人の了知情報であり、当該情報を同人に開示しても、意思決定に支障は生じない。また、ケースB又はCの場合も、認定申請者本人は当該情報を了知していたと考えられ、富山県公害健康被害認定審査会（以下「認定審査会」という。）においては、その性格上、認定申請者と親族との利害関係の調整等がされることは考えられず、当該情報を遺族に開示しても意思決定に支障は生じない。

ウ 「骨生検術前行政検査成績」、「骨生検記録」、「行政検査成績」、「住民検診成績表」、「住民検診成績」、「骨生検術前術後検査」、「主治医データとりまとめ」及び「主治医提出資料」

(ア) これらの資料の情報は事実に関する情報であり、その情報自体においては誤解や意測は生じない。

以下、単に事実に関する資料と事実に基づく意思形成過程が反映されている資料に分けて検討する。

(イ) 「骨生検術前行政検査成績」、「骨生検記録」、「行政検査成績」、「骨生検術前術後検査」及び「主治医提出資料」は、事実に関する情報を一覧表に整理したものに過ぎず、開示による支障は

生じない。これに対し、「住民検診成績表」、「住民検診成績」及び「主治医データとりまとめ」は、認定審査会の意味形成過程における政策判断が反映されており、政策に関する情報と事実に関する情報が密接不可分な状態で記載されているため、開示することにより、当該政策判断の内容が明らかになり意思決定に支障を生ずるような場合は、非開示とすることもやむを得ないものである。

しかし、実施機関は、既に、当該資料のデータの記載項目を標記した様式部分を開示し、政策判断の内容を実質的に明らかにしており、このことにより意思決定に支障が生じるとは考えていない。

(ウ) また、実施機関は、当該資料の検査数値等を非開示としているが、当該データは客観的データであり、その情報自体においては誤解や憶測は生じない。さらに、カルテ等の開示が進んでいる状況を勘案すると、当該データは、通常、認定申請者に知られることが適当なものである。これらのことから、認定申請者本人の当該データを、同人又はその遺族に開示することにより、意思決定に支障が生じることについて、実施機関において、当該認定審査会における特段の具体的な事情が示される必要があるが、そのような事情が明確に示されているとはまでは認められず、A、B及びCのいずれのケースにおいても、当該データは、同条第5号に該当しない。

(エ) 以上により、当該資料の認定申請者本人の個人情報、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第5号に該当しない。

3 条例第10条第4号(国等関係情報)の該当性について

開示により、県と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるか。

2で述べたとおり、本件公文書の認定申請者本人の個人情報を、同人又はその遺族に開示することにより、意思決定に支障が生じることについて、当該認定審査会における特段の具体的な事情が明確に示されているとはいえず、開示により県と国との協力関係、信頼関係が損なわれるとまでは認められないものであり、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第4号に該当しない。

4 条例第10条第7号(行政運営情報)の該当性について

(1) 県が行う事務事業に関する情報に該当する。

(2) 開示により、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれがあると認められるか。

ア 医療機関等から提供された情報等について

患者、親族等への診療情報の提供は既に一般化しつつある。また、委託先医療機関等が提供した情報についても、開示により当該医療機関等の社会的信用を損なうなどのおそれのある情報は含まれていない。したがって、医療機関等から提供された情報を、認定申請者本人の個人情報として、同人又はその遺族に開示することが、当該医療機関との信頼関係を損なうとは考えられず、診療上支障が生じないものについては、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第7号に該当しない。

また、2で述べたとおり、認定審査会提出資料の認定申請者本人の個人情報を、同人又はその遺族に開示することにより、意思決定に支障が生じることについて、当該認定審査会における特段の具体的な事情が明確に示されているとはいえず、開示により認定審査会の開催自体が困難になるとまでは認められないものであり、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第7号に該当しない。

イ 「精検受診者保健指導票」の「主訴及び生活状況」及び「指導概要」欄の情報について

当該欄の情報には、保健婦から見た認定申請者本人の心身の状態や性格及び人格等を示す記述が混在しており、これらは、同人又はその遺族に開示すると無用の誤解をうけ信頼関係を損なう等今後同種の指導、評価や記録を適切に行うことに支障を生ずる。これらは、容易に分離することが困難であり、当該欄の記載情報は、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第7号に該当する。

(3) 改正後の条例との関係について

改正後の条例においても、公にすることにより、県、国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示情報としている。